第2章 支援者とその役割

医療的ケア児とそのご家族の暮らしには、医療・福祉・保育・教育・行政など、たくさんの専門職や窓口が関わります。最初はどこに何を相談すればよいか戸惑うかもしれませんが、それぞれの役割がわかると相談がしやすくなります。「この人には何を聞けばいいか」を整理しておきましょう。



■ 医療・看護の専門職

職種	主な役割	主にいる場所
医師（主治医・訪問診療医）	病気の治療方針の決定、診察や薬の処方、各種指示書の作成などを行います。訪問診療医は定期的にご自宅を訪問する、在宅でのかかりつけ医です。	病院・診療所／訪問診療
看護師（病棟・外来・訪問看護師）	医師の指示のもと、吸引や経管栄養などの医療的ケアの実施・確認、健康状態の観察、ご家族への手技指導を行います。訪問看護師は在宅生活を支える中心的な存在です。	病院／訪問看護ステーション
リハビリ専門職（PT・OT・ST）	理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）が、運動発達機能の維持・向上や、食事・コミュニケーションの支援を行います。	病院／訪問看護ステーション／療育施設
薬剤師	薬のお届けや服薬状況の確認、管理方法の説明に関する相談に応じます。	薬局／病院
医療ソーシャルワーカー（MSW）	入院中から退院後の生活を見据えて、利用できる制度のご案内や、地域の関係機関との連絡調整を行う病院内の相談窓口です。再入院時・通院時の相談もこちらへ。	病院
臨床工学士（ME）	人工呼吸器などの医療機器の点検や調整を行う専門職です。必要に応じて自宅を訪問し、機器の管理や使い方の説明を行います。	-

■ 保健の窓口

職種	主な役割	主にいる場所
保健師	妊娠期からお子さんの成長に合わせて、お子さんとご家族の健康や育児に関する相談に応じます。退院前から関係機関との調整や支援会議に参加するほか、退院後の家庭訪問などお子さんの成長や発達を見守りながら、ご家族の不安や困りごとに寄り添い、必要な制度やサービスをご案内します。	すこやか福祉センター

■ 福祉の専門職

職種	主な役割	主にいる場所
相談支援専門員	障害福祉サービスを利用する際の「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」を作成し、利用できるサービスの調整やモニタリングを行う、福祉サービス利用の窓口役です。	相談支援事業所（第13章参照/P45）
医療的ケア児等コーディネーター	医療・福祉・保健・教育などの関係機関をつなぎ、ご家族の状況に応じた支援をコーディネートします。相談支援専門員と連携しながら、複数の機関にまたがる調整を担います。	相談支援事業所等（第13章参照/P45）
ヘルパー（居宅介護）	自宅での介護や外出時の付き添いなどを行います。一定の研修を受けたヘルパーが医療的ケアの一部（喀痰吸引等）を行う場合もあります。	居宅介護事業所

中野区指定計画相談支援事業所一覧：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/syogai/service/keikakusakusei.html

■保育・教育の専門職

職種	主な役割	主にいる場所
保育士	保育園等でお子さんの日々の保育を担当します。お子さんの発達や成長を支援するとともに、関係機関と連携しながら、安心して園生活をおくれるようサポートします。	保育園等

■まず知っておきたい、中野区の相談窓口

【医療的ケア児等専門相談窓口】

令和8年（2026年）4月、中野区は医療的ケア児等とご家族のための専門相談窓口を障害福祉課（子ども発達支援係）に開設しました。医療・福祉・保育・教育などの関係機関との連携や調整を行います。また、ライフステージに応じた支援体制づくりを行います。

電話：03-3228-2777（月～金曜　午前8時30分～午後5時、祝日・年末年始を除く）

医療的ケア児等支援ページ：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/syogai/icare/iryoutekikeaji_shien.html

【SNS相談「なかのいっしょmiline（みらいん）」】

令和8年（2026年）7月から開始した、医療的ケア児のご家族のためのSNS相談です。メッセージは24時間受付、専門相談員が平日9時～18時に返信します。匿名でも利用でき、無料です。利用申込みは専門相談窓口（03-3228-2777）へ。

なかのいっしょmiline：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/syogai/soudan/nakanoissyomiline.html

【すこやか福祉センター】

区内4か所（中部・北部・南部・鷺宮）にある、子育て・保健・福祉の身近な地域拠点です。保健師への相談や、乳幼児期の家庭訪問・健診はこちらが窓口になります。医療的ケアのあるお子さんの場合、退院前からの関係機関との支援調整、退院後の家庭訪問などお子さんの成長や発達を見守り、必要な制度やサービスなどのご案内をします。各センターの住所・電話番号は第13章（P45）をご覧ください。同じ建物内には、障害のあるお子さんやご家族の相談に応じる「すこやか障害者相談支援事業所」が併設されています。

私のまちのすこやか福祉センター：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/sodan/kosodate/sukoyaka/sukoyaka.html

このほか、内容ごとの担当窓口（手当・保育・就学など）は第13章「相談窓口・関係機関一覧」（P45）にまとめています。

中野区の医療的ケア児支援の大きな特徴

中野区の医療的ケア児支援の大きな特徴は、中野区医療的ケア児等専門相談窓口と身近な地域拠点である「すこやか福祉センター」が支援を行っていることです。医療的ケアの必要なお子さんの場合、退院にあたって病院からすこやか福祉センターへ連絡が入り、ここから地域の支援が動き始めます。

「どこに相談すればいいのかわからない」―そんなときは、まず医療的ケア児等専門相談窓口または担当地域のすこやか福祉センターへご相談ください。ご家族だけで抱え込まず、いちばん身近なこの場所を頼ってください。